公募委員募集要領

（趣旨）

第１条　この要領は、神奈川県における看護人材の養成・確保のあり方に関する検討会設置要綱第４条の規定に基づき、その他同条第１項第６号の委員（以下「公募委員」という。）の選考について必要な事項を定める。

（公募委員の募集）

第２条　公募委員の募集人数は、１人とする。

２　募集対象者は次のとおりとする。

(1)令和８年４月１日現在満 35 歳未満の者

(2)神奈川県内在住、在勤又は在学の者

(3)看護師資格を有する者または県内の看護系大学・養成校等に在籍している者

３　募集は、応募者本人が記入した別に定める「公募委員申込書」及び「神奈川県の看護人材の養成・確保について」に関する小論文の提出を受けることにより行う。

なお、小論文の提出様式は原則自由とし、字数は 800 字程度とする。

４　募集期間は令和８年 11 月 2 日から令和８年 11 月 16 日までとする。

（公募委員選考方法）

第３条　公募委員の選考は、前条第３項の規定により提出された応募書類による書類選考及び面接選考により実施する。

２　面接選考日は、令和８年 11 月 24 日から令和８年 11 月 26 日とする。

（選考委員の選任）

第４条　公募委員を選考するときは、選考委員を選任して、行うものとする。

（選考委員の構成）

第５条　選考委員は、次の者をもってあてる。

保健医療人材担当課長、医療整備・人材課課長代理（保健人材担当）、医療整備・人材課副課長等

２　選考委員の中に、選考委員長を置く。

３　選考委員長は、保健医療人材担当課長をもってあてる。

４　選考の庶務は、医療整備・人材課において行う。

（選考）

第６条　公募委員は、募集人数の範囲内で、選考委員の合議により選考する。その場合、公募委員が任期途中で辞任する場合を想定して、併せて補欠を選考することができるものとする。

（選考結果の通知）

第７条　公募委員の選考結果については、選考後応募者全員に速やかに通知するものとする。

（雑則）

第８条　この要領に定めるもののほか、選考の議事その他の運営に関し、必要な事項は、選考委員長が他の選考委員に諮り定めるものとする。

附　則

この要領は、令和８年 10 月 20 日から施行する。

公募委員選考要領

この要領は、神奈川県における看護人材の養成・確保のあり方に関する検討会公募委員（以下、「公募委員」という。）の選考方法について、必要な事項を定める。

１　書類選考

(1)　選考方法

各選考委員は、公募委員申込書及び別途指定する「神奈川県の看護人材の養成・確保について」に関する小論文の提出を受け、それを採点した結果にしたがって面接対象者を選出する。

(2)　採点方法

次の審査事項について、５段階評価（最高５点～最低１点）を行い、応募者ごとに各審査事項の得点の合計を算出する。なお、それぞれの審査事項に特記すべき事項がある場合にはコメントを付する。

ア　応募の動機や目的
イ　県民としての幅広い問題意識
ウ　「看護人材の養成・確保」に対する知識・関心度
エ　主張の的確性（論旨）

２　面接選考

(1)　面接方法

・選考委員により面接を行う。
・応募者一人当たり 10 分程度の面接を行い、各選考委員が次項の審査により、１人を選考する。

(2)　採点方法

次の審査事項について、５段階評価（最高５点～最低１点）を行い、すべてについて良好であるものを選考する。

ア　応募の動機や目的
イ　「看護人材の養成・確保」に対する知識・関心度
ウ　人物評価（協調性・積極性）
エ　時間の自由度（本協議会の開催頻度に応じて出席することが可能か）